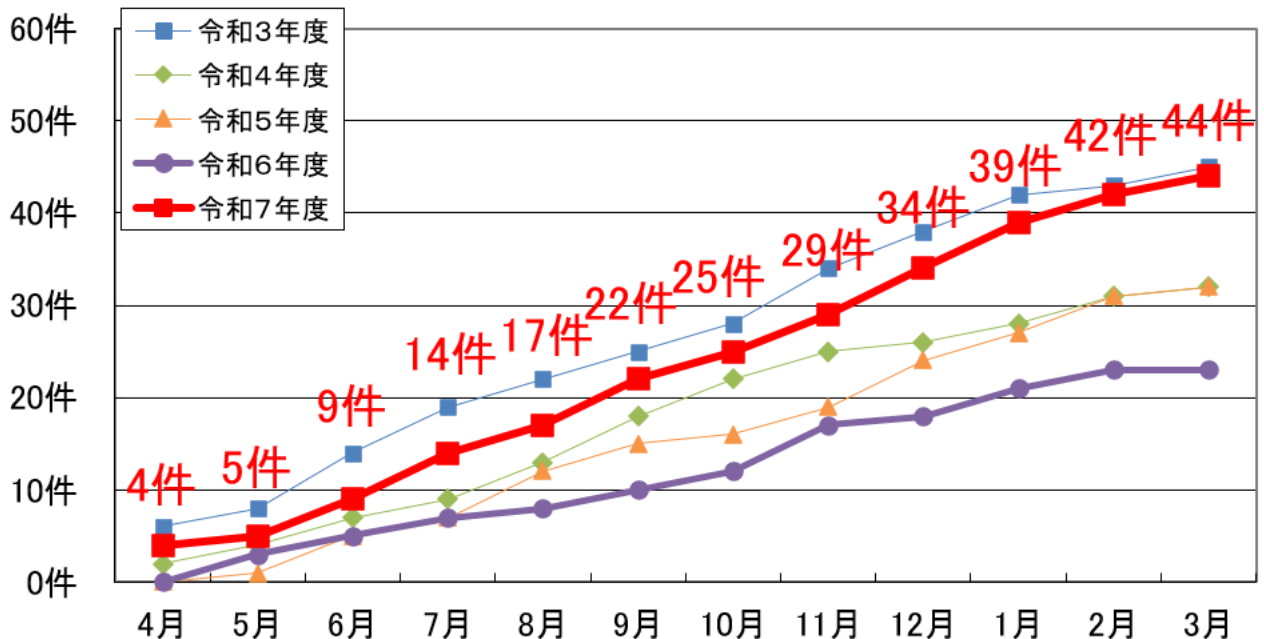


SAFETY SUPPORT NEWS

Contents

- 令和7年度工事事故発生状況（速報値）
- 令和8年度重点的安全対策について（架空線特集）
- 熱中症特設サイト開設について

過去5年間の工事事故発生状況(令和7年度は速報値)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度 累計 (月毎)	6件 (6件)	8件 (2件)	14件 (6件)	19件 (5件)	22件 (3件)	25件 (3件)	28件 (3件)	34件 (6件)	38件 (4件)	42件 (4件)	43件 (1件)	45件 (2件)
令和4年度 累計 (月毎)	2件 (2件)	4件 (2件)	7件 (3件)	9件 (2件)	13件 (4件)	18件 (5件)	22件 (4件)	25件 (3件)	26件 (1件)	28件 (2件)	31件 (3件)	32件 (1件)
令和5年度 累計 (月毎)	0件 (0件)	1件 (1件)	5件 (4件)	7件 (2件)	12件 (5件)	15件 (3件)	16件 (1件)	19件 (3件)	24件 (5件)	27件 (3件)	31件 (4件)	32件 (1件)
令和6年度 累計 (月毎)	0件 (0件)	3件 (3件)	5件 (2件)	7件 (2件)	8件 (1件)	10件 (2件)	12件 (2件)	17件 (5件)	18件 (1件)	21件 (3件)	23件 (2件)	23件 (0件)
令和7年度 累計 (月毎)	4件 (4件)	5件 (1件)	9件 (4件)	14件 (5件)	17件 (3件)	22件 (5件)	25件 (3件)	29件 (4件)	34件 (5件)	39件 (5件)	42件 (3件)	44件 (2件)

Topics

- ◆ 関東地方整備局発注工事における、令和7年度の累計工事事故発生件数は44件（速報値）となり、過去5年で2番目に多い件数となりました。
- ◆ また、令和7年度は工事関係者が死亡する事故が2件発生しており、引き続き工事事故防止に向けた取組が必要です。



令和8年度重点的安全対策について

令和7年度の工事事故発生状況を踏まえて「令和8年度重点的安全対策」を定め、令和8年3月27日付けで、関東地方整備局管内の各事務所や関係業団体に通知しました。また、関係業団体に所属する会員各社への周知も依頼しています。

◆令和8年度 重点的安全対策項目

※令和7年度からの変更箇所なし

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
① 事前確認及び周知・指導の徹底
② 目印表示等の設置
③ 適切な誘導
④ アーム・荷台は下げて移動
II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
① 適切な施工機械の選定及び使用
② 誘導員の配置
③ 作業員に対する作業方法の周知
④ 点検・清掃時の安全確保
III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
①危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底
②現場条件に応じた措置の実施
③飛来落下等の防止対策の徹底
IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
① 作業方法及び順序の周知
② 墜落防止設備の設置、使用
③ 安全通路の設定、周知徹底
④ 「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守
V. 地下埋設物の損傷事故防止
① 事前調査、試掘の実施
② 目印表示、作業員への周知
③ 監視員の配置
VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
① 適切な交通誘導
② 交通関係法令の遵守
③ 運搬物の安定性の確保



令和8年度重点的安全対策について

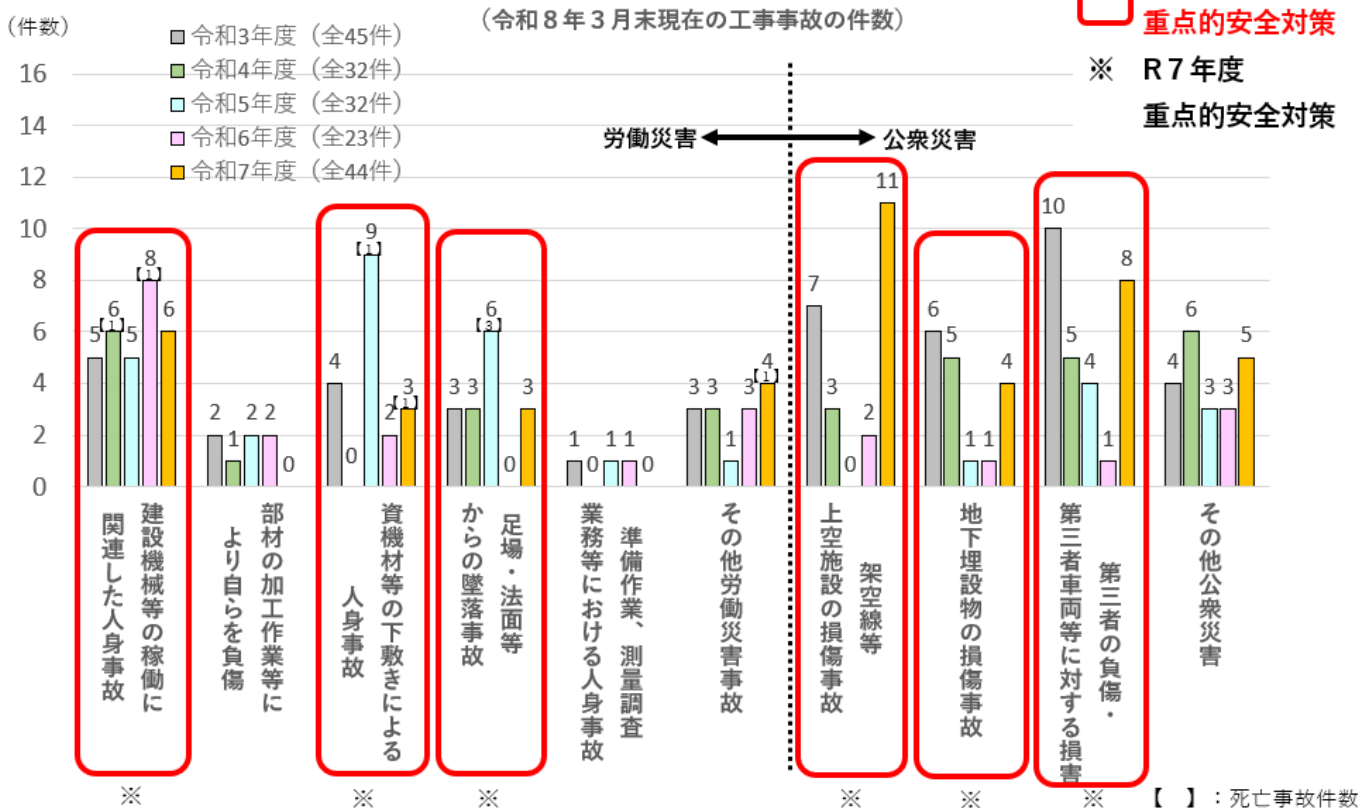
◆令和8年度 重点的安全対策項目(続き)

VII. 事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容
① 基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施
② 安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討
③ 作業員に対する安全教育の指導徹底
④ 適正な工程管理
⑤ 適正な交通安全管理

※「VII.事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容」は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、必要に応じて厳しい措置を行うこととしています。

◆過去5カ年の発生形態別件数を比較すると、令和7年度は公衆災害の発生割合が高く、特に「架空線等上空施設の損傷事故」が急増しています。

過去5カ年の工事事故発生形態別件数比較





令和8年度重点的安全対策について+α

Topics 1

◆令和7年度は架空線等上空施設の損傷事故が多数発生しています。

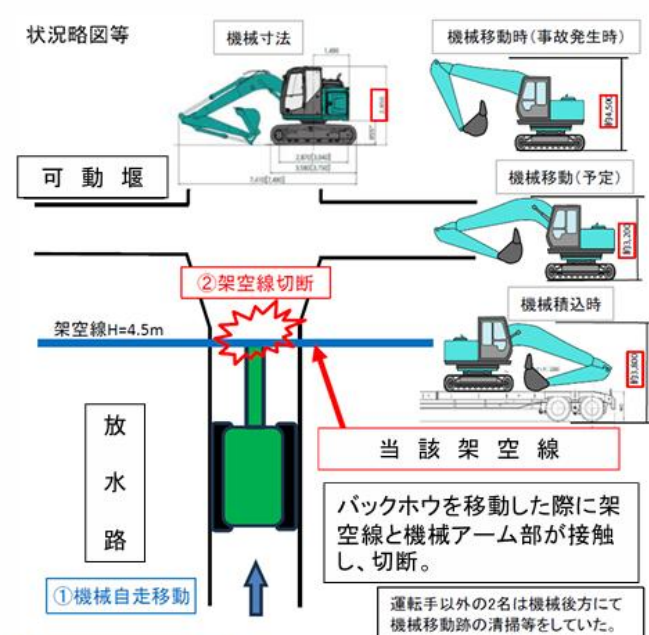
バックホウの移動時や旋回時に、誘導員が未配置、または配置されていたが誘導員とオペレータの連携不足により、アームやブームを架空線等に接触・切断させる事案が多く発生していることから、架空線等上空施設周辺における建設機械等の作業時（移動含む）は、以下を令和8年度より新たに実施するべき内容として追加しています。

- ・誘導員は、架空線等上空施設から安全な離隔距離を確保した上で建設機械等を誘導することを徹底
- ・オペレータは、誘導員の合図に従って運転操作することを徹底
- ・当該作業開始前に、合図・誘導方法・誘導位置等の再確認を徹底

架空線近接箇所での作業におけるチェックリストをぜひご活用ください！
こちら→http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf

◆令和7年度における代表的な事例

- ◆0.45m3のバックホウを現場から搬出する際に、回送場所まで自走移動していたところ、架空線（テレビケーブル）に接触し断線させた
- ◆被害の程度：架空線(テレビケーブル)1本切断 ※近隣2軒：約4時間テレビ・インターネット使用不可



発生要因

- 運転者の判断で他2名に機械移動跡清掃を指示し、誘導員を配置せずに1人で機械移動をしてしまった。
- 坂路走行時アームの高さを把握せず走行した。
- 架空線が存在していたことは確認していたが、高さの確認を怠っていた。
- 作業計画では架空線についての打合せをしたが、KYの際記載が抜けていた。
- 回送場所の指示が不明確であった。

重点項目を遵守すれば防げる事案です

再発防止策 ※

- 一般者の立ち入る箇所では重機を稼働する時は、誘導員を配置する。
- 重機運転手及び誘導員は、架空線やアーム高さを確認する。
- 重機回送ルート上の架空線の高さを確認し、のぼり旗を設置する。
- 作業計画に基づいた下請のKYについて、元請も確認する。
- 作業計画書等により回送場所を明確に示す。



熱中症特設サイト開設について

Topics 2

◆熱中症特設サイトについて

本格的な猛暑に向けて熱中症特設サイトを開設しました。
熱中症対策の基礎知識、関係法令、ガイドライン、関東地方整備局における取り組み等について情報を
まとめております。ぜひご参照ください。

目次ページはこちら→<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000024.html>



目次ページイメージ

熱中症特設サイト

熱中症特設サイトについて、基礎知識、関係法令、ガイドライン、関東地方整備局における取り組み等を取りまとめて更新しました。
今後も新たな情報がありましたら、こちらに掲載してまいります。

[→ 1. 熱中症対策の基礎知識](#)

[→ 2. 関係法令、ガイドライン等](#)

[→ 3. 国土交通省関東地方整備局における取り組み](#)

[→ 4. その他関連情報](#)



出典：環境省「熱中症予防行動ポスター」



関東地方整備局ホームページでは、
今回ご紹介した令和8年度重点的安全対策のほか、工事事故の発生件数や
事故事例など、各種安全関係の資料を掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>

